関川村　認可地縁団体用

　自治会　規約例（解説つき）

令和４年２月

関川村 総務政策課 総務班 作成

**○○（自治会）規約（会則）**

【解説】規約の名称について特に制約はありませんが、通常は第2条に定める会の名を使います。

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　(1)　区域内の住民相互の連絡及び親睦

　(2)　美化・清掃等区域内の環境の整備

　(3)　防犯・防災並びに生活環境の向上

　(4)　集会施設の維持管理

　(5)　保有財産の維持管理

　(6)　その他、本会の目的を達成するために必要なこと

【解説】「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。

　上記を含めて、その自治会の目的に沿って必要な事項があれば自主的に定めてください。ただし規約の改正は総会の議決を必要としますので、細かく定める際は注意をお願いします。

（名称）

第２条　本会は、○○○自治会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、関川村△△番地～□□番地までの区域とする。もしくは、別紙「●●集落自治会区域所在地番」に定める区域内とする。

【解説】地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかに定められる必要があります。明確に番地を記すか、別紙で添付どちらでも構いません。

（事務所の所在地）

第４条　本会の事務所は、関川村○○○番地（●●公会堂）におく。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

２　この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

【解説】

（１）従来、自治会への加入は世帯単位（1世帯1会員）で行われていたのが実情だと思われます。しかし、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位となります。この点が「第２２条会員の表決権」や別に定める必要がある「会費の額」などにも関係してきます。

（２）加入希望者の年齢や性別、国籍を会員資格に加えることはできません。

（３）区域に住所を有する法人や団体は、会員とはなれませんが、別途規定を設けることで表決権の無い賛助会員とすることは可能です。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】会費の徴収単位や金額の具体的な定めは、この規約本文ではなく総会の議決事項か、または別に定める細則に移すことが適当です。規約本文に定めると変更の際の手続きが煩雑となります。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は会長に申し込むこととする。

２　本会は前項の申込みがあった場合、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】入会手続きは、入会希望者の入会の意志が自治会として確認できることが必要で、別途入会申込書等を提出させるのもよい。また、入会に際していかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、自治会の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると客観的に認められる場合をいい、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られます。

（退会等）

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1)　第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2)　本人より退会届が会長に提出された場合

　２　会員が死亡しまたは失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

（拠出金品の不返還）

第９条　退会した会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役員

（役員の種別）

第１０条　この会に次の役員を置く。

(1)　会　長　　　　　　　　　１名

(2)　副会長　　　　　　　　　○名

(3)　その他の役員（理事等）　○名

(4)　会計　　　　　　　　　　○名

(5)　監事　　　　　　　　　　○名

（役員の選任）

第１１条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

【解説】監事は、会務の執行を監査する役職上、他の役員と兼務することは避ける必要があります。

（役員の職務）

第１２条　会長は本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと　　　きは、会長があらかじめ指名した順序において、その職務を代行する。

３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2)　会長、副会長及びその他の役員の業務執行を監査すること

(3)　会計及び資産の状況又は、業務執行について、不正の事実を発見したときはこれを総会に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】第１０条で、必要に応じて役員を定めた場合、第１２条で職務を明確にしておく必要があります。

（役員の任期）

第１３条　役員の任期は、○年とする。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

【解説】役員の任期は法律上特に規定はなく、自主的に定めていただくことができます。短くて１年。長くても４年程度にするのが適当です。

第４章　総会

（総会の種別）

第１４条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第１５条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の機能）

第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第１７条　通常総会は、毎年度決算終了後３か月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき

(2)　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3)　第１２条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は少なくとも毎年１回は開催する必要があります。開催時期は決算終了後３ヶ月以内とし、事業報告及び決算報告を行います。

５分の１の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意しなければなりません。

（総会の招集）

第１８条　総会は会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】総会の招集通知は、地方自治法の規定により少なくとも５日前までにしなければなりません。通知方法については、その自治会に合わせた通知方法を採用してください。

（総会の議長）

第１９条　総会の議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第２０条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２１条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

【解説】定足数、議決数には、第２３条書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。

「可否同数の時は、議長の決するところによる」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。

　（会員の表決権）

第２２条　会員は、総会において各々１個の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の１とする。

(1)　前年度の事業報告と決算

(2)　新年度の事業計画と予算

(3)　役員の選出

(4)　その他通常の事項

【解説】「その他通常の事項」には規約変更、財産処分、解散の議決など、団体の運営上重要な事項は該当しません。

（総会の書面表決等）

第２３条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知をされた事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の運用については、会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　会員の現在数及び議決事項（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3)　開催目的。審議事項及び議決事項

(4)　議事の経過の概要及びその結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第２５条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の機能）

第２６条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２７条　役員会は、会長が必要と認める時招集する。

２　会長は、役員の３分の１以上から会議目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から３０日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し、書面をもって５日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第２８条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第２９条　役員会には、第２０条、第２１条、第２３条及び第２４条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産および会計

（資産の構成）

第３０条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　別に定める財産目録記載の資産

(2)　会費

(3)　活動に伴う収入

(4)　資産から生ずる収入

(5)　その他の収入

（資産の管理）

第３１条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３２条　本会の資産で第３０条第１項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３３条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】財産目録は設立時及び毎年度初め３か月以内に作成しなければなりません。財産は流動資産・固定資産を問わずすべての資産です。資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要します。処分のために総会の議決を要する資産については、予め決定しておく必要があります。

　（事業計画及び予算）

第３４条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

（事業報告及び決算）

第３５条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】通常総会は、会計年度終了後３か月以内に１回行うのが通例です。会計年度終了後から通常総会までの間の予算の執行は、実務上第３４条第２項のように定めておくことが適当です。

（会計年度）

第３６条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】会計年度は、

「毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる」又は、

「毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる」が一般的です。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３７条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ関川村長の認可を受けなければ変更することができない。

【解説】規約の変更は総会の専権事項です。規約変更をする場合は、役場の担当者に変更箇所の審査を受けたうえで総会にご提出ください。また、総会で議決後、役場担当者へ「告示事項変更届」をご提出ください。村長の認可を受けなければその効力は生じません。

なお、総会議決数の「４分の３以上」の定数を「２分の１以上」等に変更することは可能ですが、このような重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

（解散）

第３８条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承　　　諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第３９条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を経て、本会と類似の目的と有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第４０条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４１条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

【解説】第４１条において、規約施行上の細則を定めるものは、会長でも役員会でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決が必要です。個別事項ごとに委任の議決を経る必要はありません。

細則としては、「入会及び退会規則」、「会費徴収規則」、「弔慰金規則」、「会計規則」などがあげられます。

附　則

１　この規約は、令和○○年○月○日から施行する。

２　この規約の施行と同時に〇〇〇自治会規約は、廃止する。

３　この会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３４条の規定にかかわら　ず設立総会の定めるところによる。

４　この会の設立初年度の会計年度は、第３６条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和○○年○月○日までとする。

５　この規約の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。